

開成町議会広報分科会及び広聴分科会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、議会の広報・広聴に関し必要な事項を協議するため、開成町議会会議規則（平成8年開成町議会規則第1号）第69条の2の規定に基づき、広報広聴常任委員会に、広報分科会及び広聴分科会を置く。

(所掌事項)

第2条 広報分科会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 議会広報誌の編集及び発行に関する事項
- (2) 議会広報活動の実施に関する事項
- (3) 議会広報の調査及び研究に関する事項

2 広聴分科会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 議会広聴活動の実施に関する事項
- (2) 議会広聴の調査及び研究に関する事項

(広報分科会の組織等)

第3条 広報分科会の委員の定数は、6人とし、広報広聴常任委員会から選任する。

2 広報分科会に、委員長及び副委員長それぞれ1人を置き、委員長は、広報広聴常任委員会委員長をもって充て、副委員長は、広報広聴常任委員会副委員長をもって充てる。

3 委員長は、広報分科会を代表し、広報分科会の会議の運営に当たる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはこれを代行する。

(広報分科会の会議)

第4条 広報分科会の会議は、議長の承認を得て委員長が招集する。

2 広報分科会は、議会だよりの編集方針、記事の内容等について協議、決定する。

3 議長は、広報分科会に出席し、適宜助言することができる。

(広聴分科会の組織等)

第5条 広聴分科会の委員の定数は、7人とし、広報広聴常任委員会から選任する。

2 広聴分科会に、委員長及び副委員長それぞれ1人を置き、委員長は、広報広聴常任委員会委員長をもって充て、副委員長は、広報広聴常任委員会副委員長をもって充てる。

3 委員長は、広聴分科会を代表し、広聴分科会の会議の運営に当たる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはこれを代行する。

(広聴分科会の会議)

第6条 広聴分科会の会議は、議長の承認を得て委員長が招集する。

2 議長は、広聴分科会に出席し、適宜助言することができる。

(任期)

第7条 広報分科会及び広聴分科会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任はこれを妨げない。

(その他)

第8条 議長は各分科会に所属しないものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、広報分科会及び広聴分科会の運営に関し必要な事項は、広報広聴常任委員会委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。